

1. 会 合 名	外国証券の取引等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 28 年 9 月 1 日（木）15 時 00 分～15 時 50 分
3. 議 案	1. 外国証券の決済期間の短縮化（T＋2 化）について 2. その他
4. 主な内容	1. 外国証券の決済期間の短縮化（T＋2 化）について 本年 6 月 30 日に、株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（以下「T＋2WG」という。）より公表された最終報告書において、非上場有価証券の取扱いについても対応方針が示されたが、このうち、外国証券の決済期間の短縮化（以下「外国証券の T＋2 化」という。）については、日本証券業協会等の関連会議体での検討を踏まえ、実施時期等を決定することとされたことから、本WGを開催した。事務局より、本年 7 月に協会員宛に実施した外国証券の T＋2 化に関するアンケートの結果及びこれを受けた「外国証券の取引に関する規則」及び外国証券取引口座約款の参考様式（以下「外国証券規則等」という。）の改正スケジュールについて説明を行った。その結果、特段の異議なく、外国証券についても、原則として、国内上場株式等の T＋2 化実施時期と同時に決済期間を短縮することとし、本年 12 月を目途に外国証券規則等を改正する方針について合意がなされた。 （主な意見等） 参考 1 の「株式等の T＋2 化の実施目標時期等について」によると、今後の T＋2 化における検討事項は「インフラ関係機関の必要な制度・規則等の整備」がメインになると思われる。T＋2WG やそのサブWG 等の検討資料をみると、国内取引に関する議論が主であるようだが、T＋2WG 等において外国証券取引に関する課題、検討事項はあがっているのか。今後、実務ベースの議論の際、社内で外国証券の T＋2 化に関する疑問点があがった場合、本WG や協会へ個別に照会し、場合によっては T＋2WG で検討されるという理解でよいのか。（委員等） ⇒ T＋2WG での検討事項はご指摘いただいた通り、貸借取引やフェイルといった国内上場株式等に関するものが多かったと認識している。T＋2WG では外国証券に関して本格的な議論はしておらず、特段の意見・要望もあがっていない。外国証券の T＋2 化について、本WG に検討の場が移り、今回のアンケートを行った際、事務フローの見直しが必要との意見はあったが、元来、外国証券規則等では、各社の事務フローを定めておらず、原則の受渡日を規定しているのみであるため、規則関連で大きな支障はないという認識である。

	外国証券のT+2化の議論については本WG、あるいはその上の会議体である公社債分科会、自主規制会議で行うこととなっている。今後、外国証券のT+2化を進めていくにあたり、実務面での疑問点等があれば、幅広にいただきたいと思う。（事務局） ・ そもそも外国証券のT+2化の議論においては、株式、債券、投資信託といったカテゴリーのどれがメインになるのか。（委員等） ⇒ 外国証券規則等では、主に外国取引所への委託取引を想定して定めている。外国債券は、現行においても決済期間はT+1～T+5以上などとさまざま、国や債券の種類によってばらつきがあることから、規則の例外として、各社において適宜対応されているものと捉えている。（事務局） ・ 債券については基本的に個社契約、店頭取引のため、規則に抵触するものではないという認識である。（委員等） 2. その他 事務局より、アジア地域ファンド・パスポートに係る今後の対応予定について説明が行われた。 以 上
5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	公社債・金融商品部（03－3667－8514）